

令和 8 年 6 月から入院時の食費・居住費が変わります

① 食事療養標準負担額（入院時の食事代の自己負担額）

入院されたときは、食事にかかる費用を自己負担していただき、残りは「入院時食事療養費」として国民健康保険が負担します。ただし、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に掲示することで、下表のように 1 食にかかる標準負担額を減額することが出来ます

また、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を利用した場合は、認定証の提示は原則不要です。ただし、住民税非課税世帯の方で長期該当の適用を受ける方は事前に窓口税務課保険係へ申請が必要です。

※マイナ保険証としてマイナンバーカードを利用するには、登録が必要です。登録方法はマイナポータル（外部リンク）でご案内しています。

1 食あたりの標準負担額

				1 食あたりの負担額	
				令和 8 年 5 月 31 日 以前	令和 8 年 6 月 1 日 以降
一般				510 円	550 円
町民税 非課税 世帯	低所得者Ⅱ（過去 12 か月の入院期間が 90 日以内			240 円	270 円
	低所得者Ⅱ（過去 12 か月の入院期間が 91 日以降			190 円	220 円
	低所得者Ⅰ	70 歳 未満	（過去 12 か月の入院期間が 90 日以内	240 円	270 円
			（過去 12 か月の入院期間が 91 日以降	190 円	220 円
	低所得者Ⅰ	70 歳以上から 75 歳未満		110 円	130 円
指定難病及び、小児慢性特定疾患の患者				300 円	330 円

② 入院時生活療養費

65歳以上の方で、療養病床に入院されたときは、食費と居住費にかかる費用を自己負担していただき、残りは「入院時生活療養費」として国民健康保険が負担します。ただし、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、下表のように標準負担額を減額することが出来ます。

※マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を利用した場合は、認定証の提示は原則不要です。医療機関に確認ください。

※療養病床に該当するかどうかは、医療機関にご確認ください。

1食・1日あたりの標準負担額

		1食あたりの負担額		1日あたりの居住費負担額	
		令和8年 5月31日以前	令和8年 6月1日以降	令和8年 5月31日以前	令和8年 6月1日以降
課税世帯	入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する医療機関に入院しているもの	510円	550円	370円	430円
	入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する医療機関に入院しているもの	470円	510円	370円	430円
町民税非課税世帯	低所得者Ⅱ（過去12か月の入院期間が90日以内）	240円	270円	370円	430円
	低所得者Ⅱ（過去12か月の入院期間が91日以降）	190円	220円	370円	430円
	低所得者Ⅰ（過去12か月の入院期間が90日以内）	140円	160円	370円	430円
	低所得者Ⅰ（過去12か月の入院期間が91日以降）	110円	130円	370円	430円
	指定難病患者	300円	330円	0円	0円

③ 標準負担額差額の申請について

下記に該当する方は、入院時の食事代について、実際に支払った額と本来の額（標準負担額）との差額の支給を受けることができます。該当する場合は、窓口税務課保険係で申請をしてください。

- ・急な入院で、認定証を医療機関の窓口で提示できなかったとき
- ・急な入院で、認定証の交付を受けることができなかったとき

〈差額申請に必要なもの〉

医療機関の領収書

世帯主と対象者のマイナンバーが確認できるもの

窓口に来られる方の本人確認ができるもの

振込先口座のわかるもの

別世帯の方が手続きする場合は、委任状